

第 7 回検討会

正当化事由 第10条・第11条

事務局資料

目次

- ・正当化事由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- ・第10条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21 ページ
- ・第11条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27 ページ

法律の規定

（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為）

第七条 指定事業者（基本動作ソフトウェアに係る指定を受けたものに限る。）は、その指定に係る基本動作ソフトウェアに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。ただし、当該基本動作ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンについて、サイバーセキュリティの確保等（スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用に伴い取得される氏名、性別その他のスマートフォンの利用者に係る情報の保護、スマートフォンの利用に係る青少年の保護その他政令で定める目的をいう。次条において同じ。）のために必要な行為を行う場合であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときは、この限りでない。

一 （略）

二 （略）

〈御議論いただきたい主な事項〉

1. 正当化事由について、法定された目的及び政令で定めることとなる目的ごとに、それぞれ想定される具体例をどのように整理すべきか。
2. 指定事業者の具体的な行為に係る正当化事由の当てはめについて、どのように考えるべきか。
3. 正当化事由が認められるべき（又は認められるべきではない）具体的な場面はどのようなものか。
 - 3-1. 第7条第1号
 - 3-2. 第7条第2号
 - 3-3. 第8条第1号
 - 3-4. 第8条第2号
 - 3-5. 第8条第3号

1. 正当化事由について、法定された目的及び政令で定めることとなる目的ごとに、それぞれ想定される具体例をどのように整理すべきか。

- ▶ 関係行政機関と連携しつつ、正当化事由の目的として想定される具体例をガイドラインで明確化するとともに、市場の変化に応じて随時見直していくことが適当ではないか。
- ▶ 法定されているスマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保として含まれる具体的な目的の例として、例えば以下のものをガイドラインに明記してはどうか。

構成員限り

※ サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）
（定義）

第二条 この法律において「サイバーセキュリティ」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式（以下この条において「電磁的方式」という。）により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。）が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。

1. 正当化事由について、法定された目的及び政令で定めることとなる目的ごとに、それぞれ想定される具体例をどのように整理すべきか。

▶ 法定されているスマートフォンの利用者に係る情報の保護として含まれる具体的な目的の例として、例えば以下のものをガイドラインに明記してはどうか。

構成員限り

1. 正当化事由について、法定された目的及び政令で定めることとなる目的ごとに、それぞれ想定される具体例をどのように整理すべきか。

▶ 法定されているスマートフォンの利用に係る青少年保護として含まれる具体的な目的の例として、例えば以下のものをガイドラインに明記してはどうか。

構成員限り

1. 正当化事由について、法定された目的及び政令で定めることとなる目的ごとに、それぞれ想定される具体例をガイドラインにおいてどのように整理すべきか。

▶ 法定された目的では、以下の目的が明確には含まれないという点を踏まえ、スマートフォンの端末としての安全性の確保を政令で定めた上で、その例として、例えば以下のものをガイドラインに明記してはどうか。

1. 正当化事由について、法定された目的及び政令で定めることとなる目的ごとに、それぞれ想定される具体例をガイドラインにおいてどのように整理すべきか。

▶ 法定された目的では、以下の目的が明確には含まれないという点を踏まえ、法令に違反する行為の防止を政令で定めた上で、その例として、例えば以下のものをガイドラインに明記してはどうか。

構成員限り

▶ 法令に違反する行為の防止のための対応について、当該違反行為の重大さ又は顕在化するリスクの大きさに応じて、当該違反行為の防止のための措置の程度を考慮することが適当ではないか。また、そうした考慮はいわゆる手段の相当性として、具体的事例ごとに個別に判断していくことになるのではないか。

構成員限り

2. 指定事業者の具体的な行為に係る正当化事由の当てはめについて、どのように考えるべきか。

・法第7条及び第8条ただし書は、「…サイバーセキュリティの確保等…のために必要な行為を行う場合であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときは、この限りでない。」と規定している。

・したがって、指定事業者の具体的な行為に係る正当化事由の当てはめに関しては、

- ①正当化事由として法定された目的（スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用者に係る情報の保護、スマートフォンの利用に係る青少年の保護）及び政令で定める目的（スマートフォンの端末としての安全性、法令に違反する行為の防止）のために行われたことが客観的に評価できるか、
- ②当該指定事業者の行為以外のより競争制限的でない行為によっては、当該目的を達成することが困難であるといえるか、

を個別に判断し、①及び②がいずれも認められれば、正当化事由に該当し、法第7条（又は法第8条）に違反しないことになる。

▶ 上記の考え方、すなわち、指定事業者の行為が、正当化事由として法定された又は政令で定められた目的のために行われていると客観的に評価され、かつ、当該行為以外のより競争制限的でない行為によっては、当該目的を達成することが困難であると認められる場合には、法第7条（又は法第8条）に違反しないこととなる旨を、ガイドラインで示すことが適当ではないか。

▶ その上で、指定事業者の行為が正当化事由に該当する（又は該当しない）場合について、ガイドラインにできるだけ具体的に記載するのが、指定事業者、アプリストアを提供しようとする事業者、個別アプリ事業者その他の事業者の予見可能性の観点から望ましいのではないか。

3. 正当化事由が認められるべき（又は認められるべきではない）具体的な場面はどのようなものか。

3-1. 第7条第1号

▶ **正当化事由が認められると整理し得る事例として、以下のものが考えられるのではないか。**

- ① 指定事業者が、その指定に係る基本動作ソフトウェアにおいて利用されるアプリストアに対して、サイバーセキュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点から必要な基準に照らした審査を行い、当該アプリストアが当該基準を満たしていない場合には、基本動作ソフトウェア上での利用を禁止すること。

※ サイバーセキュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護のための事前審査という目的は正当であり、またその審査の基準が、その目的に照らして必要な範囲に留まっているのであれば、正当化事由が認められると整理できるのではないか。

- ② 指定事業者が、年齢制限のある個別ソフトウェアの利用や保護者の意図しない重課金を防ぐといったスマートフォンの利用に係る青少年保護の観点から、未成年者であるスマートフォンの利用者においては、保護者の同意に基づき、代替アプリストアを利用することを制限するための設定（いわゆるペアレンタルコントロール機能）を可能にすること。

※ スマートフォンの利用に係る青少年保護という目的は正当であり、かつ、指定事業者のアプリストアと同等のペアレンタルコントロール機能を代替アプリストアが提供していない場合には、当該目的を達成するためのより競争制限的でない手段が他に存在しないと考えられることから、正当化事由が認められると整理できるのではないか。

3. 正当化事由が認められるべき（又は認められるべきではない）具体的な場面はどのようなものか。

3-1. 第7条第1号

▶ 正当化事由が認められないと整理し得る事例として、以下のものが考えられるのではないか。

- ① 代替アプリストアのダウンロードやインストールを行おうとする際に、いずれの代替アプリストアに対しても一律に、当該アプリストアは基本動作ソフトウェアの最新バージョンに準拠しておらず、サイバーセキュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点から安全ではない旨の警告表示を行うこと。

※ サイバーセキュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護という目的は正当であっても、サイバー攻撃への十分な対策を行っている事業者が提供する代替アプリストアとの関係では、事前の審査において基本動作ソフトウェアの最新バージョンに準拠していることを確認し、その確認ができなかった者に限って警告表示を行えば、当該目的を達成できるため、当該目的を達成するためのより競争制限的でない手段が他に存在しないとはいえないことから、正当化事由があるとは認められないと整理できるのではないか。

- ② サイバーセキュリティ確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点から必要であるとして、スマートフォンの利用者が既にインストールした代替アプリストア経由で個別ソフトウェアをダウンロードしてインストールしようとするたびに、当該ダウンロードやインストールを許可するための設定を要求し、当該設定に当たりスマートフォンの利用者が複数の画面を遷移しなければならないようにすること。

※ サイバーセキュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護という目的は正当であっても、スマートフォンの利用者が自らインストールして利用を開始した代替アプリストアから個別ソフトウェアをダウンロードしてインストールしようとするたびに複雑な設定変更を毎回求めるようにせずとも、それらの個別ソフトウェアについて、あらかじめサイバーセキュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点から必要な基準に照らした審査を行い、当該個別ソフトウェアが当該基準を満たしていない場合には、基本動作ソフトウェア上で利用できないようにすれば、当該目的を達成できるため、当該目的を達成するためのより競争制限的でない手段が他に存在しないとはいえないことから、当該行為について正当化事由があるとは認められないと整理できるのではないか。

3. 正当化事由が認められるべき（又は認められるべきではない）具体的な場面はどのようなものか。

3-2. 第7条第2号

▶ 正当化事由が認められると整理し得る事例として、以下のものが考えられるのではないか。

- ① 指定事業者が、OS機能を個別ソフトウェアの提供に利用しようとする他の事業者に対し、サイバーセキュリティの確保等の観点から設けた必要な基準に照らした審査を行い、当該他の事業者が当該基準を満たしていない場合には、OS機能の利用を制限すること。

※ サイバーセキュリティの確保等のための事前審査という目的は正当であり、またその審査の基準及び当該基準に基づく運用が、その目的に照らして必要な範囲に留まっているのであれば、正当化事由が認められると整理できるのではないか。

- ② 指定事業者が、OS機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用するためのAPIを他の事業者に公開した上で、規約において、個人情報保護法の各規律や電気通信事業法の利用者情報に係る規律など現行の法令の趣旨に反する形でスマートフォンの利用者に係る情報を取り扱うことを制限すること。

※ 当該行為はスマートフォンの利用者に係る情報の保護に資するものであり、かつ、OS機能を利用するためのAPIを公開しつつも、現行法令の趣旨に反する形で当該情報を取り扱うことを規約において制限するに留まるのであれば、正当化事由が認められると整理できるのではないか。

- ③ 指定事業者が、OS機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用するためのAPIを他の事業者に公開した上で、OS機能の利用による端末の性能の著しい低下を基本動作ソフトウェアが検知した際に、性能の著しい低下の回復に必要な範囲で、OS機能の利用を制限すること。

※ 当該行為はスマートフォンの端末としての安全性の確保に資するものであり、かつ、OS機能を利用するためのAPIを公開しつつも、端末の性能の著しい低下を端末が検知した場合に、性能の著しい低下の回復に必要な範囲で、OS機能の利用を技術的な設定その他の手段によって制限する（ただし、指定事業者又はその子会社等と他の事業者との間で差別的な制限がなされるものでないものに限る。）ものに留まるのであれば、正当化事由が認められると整理できるのではないか。

3. 正当化事由が認められるべき（又は認められるべきではない）具体的な場面はどのようなものか。

3-2. 第7条第2号

▶ 正当化事由が認められないと整理し得る事例として、以下のものが考えられるのではないか。

- ① 指定事業者が、コンパニオンアプリと事実上一体として提供されるウェアラブルデバイスとスマートフォンとの簡易なペアリング機能の利用を多数の他の事業者には認めているにもかかわらず、サイバーセキュリティの確保の目的のために必要であるとして、一部の他の事業者に対してのみ、当該事業者におけるサイバーセキュリティの確保の状況等を考慮することなく、当該機能の利用を禁止すること。

※ サイバーセキュリティの確保の目的のためとしているものの、多数の他の事業者には当該機能の利用を認めているにもかかわらず、一部の他の事業者に対してのみ、当該事業者におけるサイバーセキュリティの確保の状況等を考慮することなく、当該機能の利用を禁止するものであるから、この行為の実際の目的は、一部の他の事業者を排除しようとするものであると認められる場合には、当該行為がサイバーセキュリティの確保の目的のために行われているとは客観的に評価できないことから、正当化事由があるとは認められないと整理できるのではないか。

- ② 指定事業者が、スマートフォンの利用者に係る情報の保護の目的のために必要であるとして、他の事業者が提供する決済アプリに対して、近距離無線通信（NFC）機能の利用を一律で禁止すること。

※ スマートフォンの利用者に係る情報の保護という目的は正当であっても、当該情報の保護の観点から一定の客観的で合理的な基準を設けて審査を行い、その基準を満たす者に限って当該機能を同等の性能で利用できるようにすれば、当該目的を達成できるため、当該目的を達成するためのより競争制限的でない手段が他に存在しないとはいえないことから、正当化事由があるとは認められないと整理できるのではないか。

3. 正当化事由が認められるべき（又は認められるべきではない）具体的な場面はどのようなものか。

3-3. 第8条第1号

▶ **正当化事由が認められると整理し得る事例として、以下のものが考えられるのではないか。**

- ① 個別アプリ事業者が利用しようとする他の支払管理役務等について、法令に違反する行為の防止やスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点から必要な範囲で、クレジットカード情報といった決済情報に係る適正な取扱いを行っているとして認められる支払管理役務又は支払手段のみに限定するための要件を設けること。

※ 当該行為は法令に違反する行為の防止及びスマートフォンの利用者に係る情報の保護に資するものであり、かつ、決済情報に係る適正な取扱いを行っているとして認められるための要件が、その目的に照らして必要な範囲に留まっているのであれば、正当化事由が認められると整理できるのではないか。

- ② 指定事業者が、保護者の意図しない重課金を防ぐといったスマートフォンの利用に係る青少年保護の観点から、未成年者であるスマートフォンの利用者においては、保護者の同意に基づき、他の支払管理役務等を利用することを制限するための設定（いわゆるペアレンタルコントロール機能）を可能にすること。

※ 当該行為は青少年保護に資するものであり、かつ、他の支払管理役務等を提供する事業者が指定事業者と同等のペアレンタルコントロール機能を提供していないのであれば、当該目的を達成するためのより競争制限的でない手段が他に存在しないと考えられることから、正当化事由が認められると整理できるのではないか。

3. 正当化事由が認められるべき（又は認められるべきではない）具体的な場面はどのようなものか。

3-3. 第8条第1号

▶ 正当化事由が認められないと整理し得る事例として、以下のものが考えられるのではないか。

- ① 指定事業者が、他の支払管理役務等を利用する場合に、サイバー攻撃によるクレジットカード情報の漏えいのリスクが上昇するというサイバーセキュリティ上の問題を理由に、個別ソフトウェアにおける他の支払管理役務等の利用を一律に禁止すること。

※ サイバーセキュリティの確保又は法令に違反する行為の防止という目的は正当であっても、サイバー攻撃への十分な対策を行っている事業者が提供する他の支払管理役務等との関係では、サイバーセキュリティの確保の観点から一定の客観的で合理的な基準を設けて審査を行い、その基準を満たす者に限って他の支払管理役務等を利用可能とすれば、当該目的を達成できるわけであり、目的を達成するためのより競争制限的でない手段が他に存在しないとはいえないことから、正当化事由があるとは認められないと整理できるのではないか。

- ② 個別アプリ事業者が、他の支払管理役務等を利用しようとした際に、指定事業者が、他の支払管理役務等が利用されることを防ぐため、当該他の支払管理役務等の利用がサイバーセキュリティの確保やスマートフォンの利用者に係る情報の保護上の懸念を生じさせるものではないにもかかわらず、他の支払管理役務等を利用した個別ソフトウェアについて、サイバーセキュリティの確保やスマートフォンの利用者に係る情報の保護上の問題があるとして、アプリストアでの提供を認めないこと。

※ この行為は、当該他の支払管理役務等の利用がサイバーセキュリティの確保やスマートフォンの利用者に係る情報の保護上の懸念を生じさせるものではなく、当該行為がサイバーセキュリティの確保やスマートフォンの利用者に係る情報の保護の目的でなされたものとはいえないことから、正当化事由があるとは認められないと整理できるのではないか。

3. 正当化事由が認められるべき（又は認められるべきではない）具体的な場面はどのようなものか。

3-4. 第8条第2号

▶ **正当化事由が認められると整理し得る事例として、以下のものが考えられるのではないか。**

①指定事業者が、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、スマートフォンの利用者がリンクアウトを選択した場合に、外部のウェブサイトに移した後に、本物のウェブサイトに見せることでユーザーを欺く又はユーザーに誤解を与えるようなウェブサイトに誤って遷移するリスクがあるなどの注意喚起を行う旨を説明するポップアップを表示すること。

※ 外部のウェブサイトに移した後に生じるリスクを全て指定事業者がコントロールすることができないことを前提とすると、当該ポップアップ表示の目的は、法令に違反する行為の防止という観点から、スマートフォンの利用者がリンクアウト経由で外部ウェブサイトに移した場合に詐欺的な行為に巻き込まれる可能性があるという事実について注意喚起を行うものであって、その表示内容が、その目的に照らして必要な範囲に留まっており、かつスマートフォンの利用者に対して当該表示内容を伝達するためのより有効な方法が存在しないのであれば、正当化事由が認められると整理できるのではないか。

②指定事業者が、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、保護者の意図しない重課金を防ぐといった青少年保護の観点から、未成年者であるスマートフォンの利用者においては、保護者の同意に基づき、リンクアウト経由での外部ウェブサイトでの決済を利用することを制限するための設定（いわゆるペアレンタルコントロール機能）を可能にすること。

※ この行為は、未成年の利用者においてリンクアウトの利用を制限するものであり、間接的にリンクアウトの提供を妨げる行為ではあるものの、当該行為はスマートフォンの利用に係る青少年保護に資するものであり、かつ、リンクアウト経由で外部ウェブサイトでの決済を提供する事業者が指定事業者と同等のペアレンタルコントロール機能を提供していないのであれば、当該目的を達成するための手段が他に存在しないと考えられることから、正当化事由が認められると整理できるのではないか。

3. 正当化事由が認められるべき（又は認められるべきではない）具体的な場面はどのようなものか。

3-4. 第8条第2号

▶ 正当化事由が認められないと整理し得る事例として、以下のものが考えられるのではないか。

①悪意のある個別アプリ事業者が、スマートフォンの利用者が意図するものとは異なる商品又は役務の決済画面に当該利用者を誘導するリスクがあるという理由から、スマートフォンの利用者の意図しない購入を防ぐ目的すなわち消費者保護に関する法令に違反する行為の防止のため、指定事業者が、個別ソフトウェアにおけるリンクアウト経由で決済画面に直接遷移できるようにすることを一律に禁止すること。

※ この行為は、法令に違反する行為の防止という目的は正当であっても、例えば個別ソフトウェアに表示されたリンクアウトの遷移先とは異なるウェブサイト スマートフォンの利用者を誘導する行為を制限しておけば、当該目的を達成できるわけであり、当該目的を達成するためのより競争制限的でない手段が他に存在しないとはいえないことから、正当化事由があるとは認められないと整理できるのではないか。

3. 正当化事由が認められるべき（又は認められるべきではない）具体的な場面はどのようなものか。

3-5. 第8条第3号

▶ 正当化事由が認められると整理し得る事例として、以下のものが考えられるのではないか。

①アプリストアを経由してブラウザ以外の個別ソフトウェアを配布する事業者が極めて多数に上ることから、それらの個別ソフトウェア経由でウェブページを表示するためのブラウザエンジンを原則として指定事業者のブラウザエンジンに統一することとしつつ、他のブラウザエンジンを採用しようとする個別アプリ事業者に対しては、サイバーセキュリティの確保やスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点から事前に審査を行った上で、当該ブラウザエンジンの採用の可否を判断すること。

※ 当該行為について、サイバーセキュリティの確保及びスマートフォンの利用者に係る情報の保護という目的は正当であり、かつ、ブラウザエンジンによりウェブページを表示する際の脆弱性対応を原則として一律に行い他のブラウザエンジンを採用する個別アプリ事業者においてサイバーセキュリティの確保及びスマートフォンの利用者に係る情報の保護が行われていることを事前審査を通じて確認しておかなければ、セキュリティ対策にかかるコストが極めて多額になる又はセキュリティ対策の人員のリソースが大幅に不足するなどサイバーセキュリティの確保やスマートフォンの利用者に係る情報の保護を図ることができないのであれば、当該目的を達成するためのより競争制限的でない手段が他に存在しないと考えられることから、正当化事由が認められると整理できるのではないか。

3. 正当化事由が認められるべき（又は認められるべきではない）具体的な場面はどのようなものか。

3-5. 第8条第3号

▶ 正当化事由が認められないと整理し得る事例として、以下のものが考えられるのではないか。

① 個別アプリ事業者がゲームアプリの円滑な動作を目的に、他のブラウザエンジンで利用可能な機能を利用しようとして、当該他のブラウザエンジンを当該ゲームアプリに採用すべく指定事業者に事前審査を申請した際に、指定事業者が、当該機能の利用がサイバーセキュリティの確保及びスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点から何ら懸念を生じさせるものではないにもかかわらず、当該個別アプリ事業者のゲームアプリに対し、サイバーセキュリティの確保及びスマートフォンの利用者に係る情報の保護上の問題があるとして、当該申請を却下すること。

※ サイバーセキュリティの確保及びスマートフォンの利用者に係る情報の保護という正当な目的があるとはいえ、正当化事由が認められないと整理できるのではないか。

法律の規定

（データの取得等の条件の開示に係る措置）

第十条 指定事業者は、その指定に係る次の各号に掲げる特定ソフトウェアについて、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 **基本動作ソフトウェア** 他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る当該基本動作ソフトウェアの利用に伴い当該指定事業者が取得する当該個別ソフトウェアの利用状況に係るデータ、当該個別ソフトウェアの作動状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータに関し、当該指定事業者による取得又は使用に関する条件（取得するデータの内容及びその管理体制を含む。以下この条において同じ。）及び当該他の個別アプリ事業者による取得に関する条件（取得の可否及び方法並びに取得できるデータの内容を含む。次号において同じ。）について、当該他の個別アプリ事業者に開示する措置
 - 二 **アプリストア** 他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る当該アプリストアの利用に伴い当該指定事業者が取得する当該個別ソフトウェアの売上げに係るデータ、当該個別ソフトウェアの仕様に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータに関し、当該指定事業者による取得又は使用に関する条件及び当該他の個別アプリ事業者による取得に関する条件について、当該他の個別アプリ事業者に開示する措置
 - 三 **ブラウザ** 他のウェブサイト事業者が提示するウェブページの当該ブラウザによる表示に伴い当該指定事業者が取得する当該ウェブページの閲覧履歴に係るデータ、当該ウェブページの作動状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータに関し、当該指定事業者による取得又は使用に関する条件及び当該他のウェブサイト事業者による取得に関する条件（取得の可否及び方法並びに取得できるデータの内容を含む。）について、当該他のウェブサイト事業者に開示する措置
- 2 指定事業者は、スマートフォンの利用者による前項各号に掲げる特定ソフトウェアの利用に伴い当該指定事業者が取得する当該利用の状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータに関し、当該指定事業者による取得又は使用に関する条件について、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該利用者に開示する措置を講じなければならない。

〈御議論いただきたい主な事項〉

1. データの取得等の条件の開示の方法について、どのような点を考慮すべきか。
2. 指定事業者による取得又は使用に関する条件を開示するデータについて、公正取引委員会規則でどのように規定すべきか。
3. 指定事業者によるデータの取得又は使用に関する条件（データの管理体制を含む。）について、どのような事項を開示事項とすべきか。
4. 指定事業者によるデータの取得又は使用に関する条件（特にデータの管理体制）について、どのような事項を公正取引委員会に報告させるべきか。
5. 指定事業者が取得したデータに関し、個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者が取得する際の条件について、どのような事項を開示事項とし、報告させるべきか。
6. データの取得等の条件のスマートフォンの利用者に対する開示について、どのような事項を開示事項とすべきか。

1. データの取得等の条件の開示の方法はどのような点に考慮すべきか。

- ・ 法第10条は、取得したデータの競争上の不当な使用の禁止を定めた規律（法第5条）の実効性担保を目的とするとともに、特定ソフトウェアを通じた取引の透明性が高まることが期待される。
- ・ そのためには、個別アプリ事業者等又はスマートフォンの利用者に、わかりやすい表現で、常時確認できる状態で開示される必要がある。
- ・ アプリストアを提供する事業者に関しては、既にデジタルプラットフォーム取引透明化法において、一定の事項を開示する義務が課されていること等も踏まえ、開示義務のかかる事業者の負担も考慮されるべきではないか。
- ・ 条件の開示の具体的な方法は様々考えられ、各指定事業者それぞれの努力に委ねられるべきではないか。

▶ データの取得等の条件の開示の方法については、デジタルプラットフォーム取引透明化法を参考にしつつ、事業者の負担を考慮しながら、規則・ガイドラインにおいて、わかりやすい表現で常時確認できる必要がある旨等の方針を規定し、実際の開示の状況を公正取引委員会へ報告させることが適当ではないか。

2. 指定事業者による取得又は使用に関する条件を開示するデータについて、公正取引委員会規則でどのように規定すべきか。

▶ 上記の趣旨を踏まえ、法第5条で競争上不当な使用が禁止されるデータと同様とすることが適当ではないか。

※参考第5回検討会資料抜粋

3. 指定事業者によるデータの取得又は使用に関する条件（データの管理体制を含む。）について、どのような事項を開示事項とすべきか。

- ・ 取得したデータをどのように使用するかは外部から検証することが困難であり、データの適切な管理体制の整備を通じて、法第5条の実効性を担保することが重要。

▶ データ取得の方法、取得したデータの使用目的、内部における取扱い、保存期間等を開示すること、管理体制（組織的措置、技術的措置、意思決定プロセスにおける内部規律、第三者による検証措置を含む。）を整備することが望ましく、整備した場合には、事業活動に支障のない範囲で開示することをガイドラインで記載することが適当ではないか。

4. 指定事業者によるデータの取得又は使用に関する条件（特にデータの管理体制）について、どのような事項を公正取引委員会に報告させるべきか。

- データの管理体制を整備している場合には、その管理体制が実効的であることを外部から客観的に検証可能とすべき。

▶ データの取得又は使用に関する条件の開示事項を報告させることとともに、データの管理体制の実施状況（問題がなかった場合の監査結果も含む。）を報告させることが適当ではないか。

※第14条第2項では、公正取引委員会は、「事業者の秘密を除いて」、指定事業者から報告を受けたものを公表することとされている。

5. 指定事業者が取得したデータに関し、個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者が取得する際の条件について、どのような事項を開示事項とし、報告させるべきか。

- 本規律により、個別アプリ事業者等と指定事業者の取引の透明性が高まり、個別アプリ事業者等のデータの利活用を容易にすることによりイノベーションの促進が期待される。
- そのためには、個別アプリ事業者等が、自らの提供するサービスの改良や新たなサービスの開発に必要なデータを取得できる場合には、円滑に取得できることが重要である。

▶ 取得できるデータの内容、取得できる場合にはその方法・データ形式、処理期間などについて開示することとし、その実効性を確認できるようにするために、個別アプリ事業者等による取得申請の処理基準、取得申請の状況及び処理状況等の実施状況を公正取引委員会に報告させることが適当ではないか。

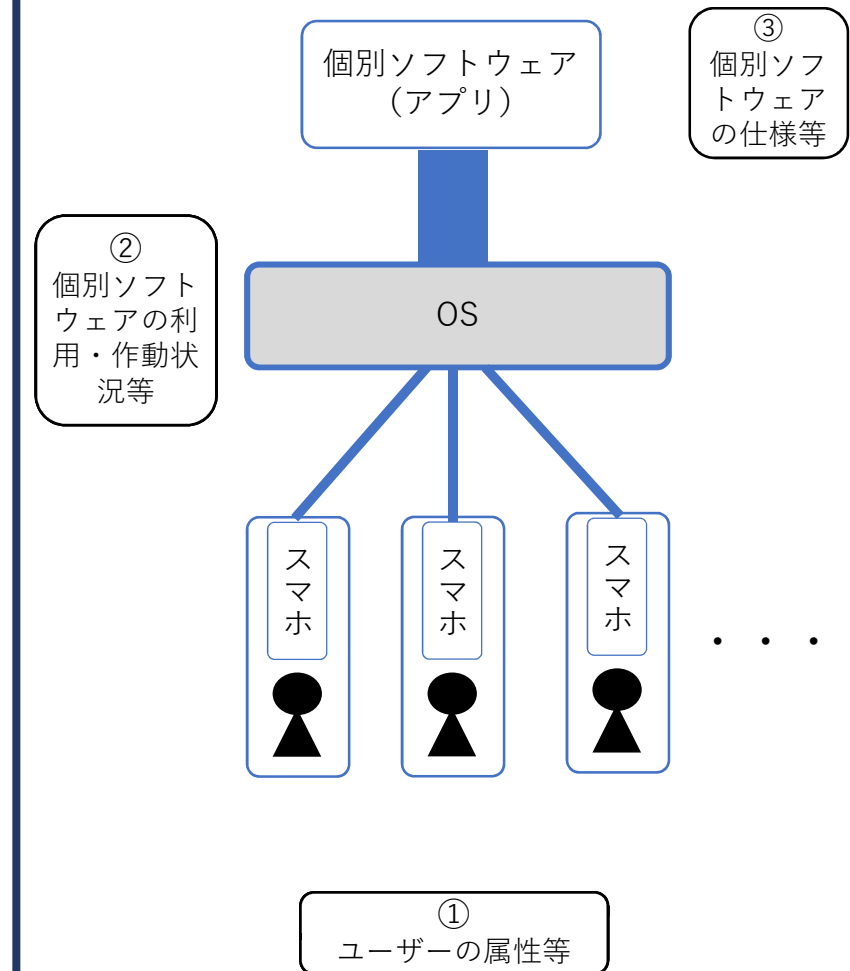
6. データの取得等の条件のスマートフォンの利用者に対する開示について、どのような事項を開示事項とすべきか。

- 本規律は、指定事業者のデータの取得又は使用に関する条件をスマートフォンの利用者の開示することにより、どのようなデータが取得されているかについて利用者が認識しづらい状況を改善し、利用者の合理的かつ自主的な利用又は選択の促進を通じ、法第5条の遵守を促すことを目的とする。

▶ 対象のデータについては、取得又は使用に関する条件を個別アプリ事業者等へ開示するデータのうち利用者に関するデータとし、個別アプリ事業者等への開示事項と同様の開示事項を、利用者にとって理解しやすい方法で開示することが適当ではないか。

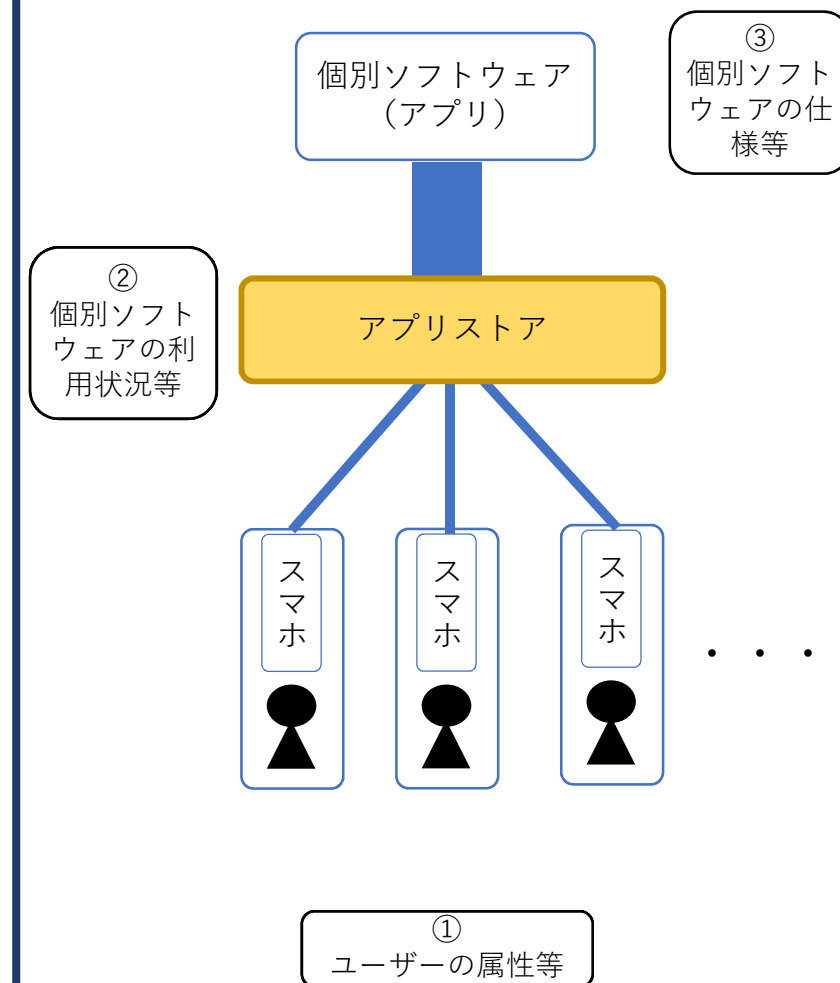
	具体例 ※公開データを除く
① ユーザーの属性 等	・ 利用者の属性（氏名、年齢、性別、居住地、連絡先等） ・ 端末固有のID（IMEI等） ・ IPアドレス ・ 支払に必要なデータ（クレジットカード番号、金融機関・決済代行業者等の口座番号等）
② 個別ソフトウェア の利用・作動 状況等	・ 個別ソフトウェアのインストール・アンインストールの状況 ・ 個別ソフトウェアの利用時間、利用期間及び利用頻度 ・ 個別ソフトウェアが利用したOS機能の利用状況 ・ 個別ソフトウェアの利用に係る位置情報の履歴 ・ 個別ソフトウェア内で開いた又は個別ソフトウェアがブラウザを立ち上げて開いたウェブサイトの履歴 ・ 個別ソフトウェア内における購入履歴その他利用状況 ・ 個別ソフトウェアの作動中のエラー ・ 個別ソフトウェアの使用するメモリ及び消費電力その他の作動状況
③ 個別ソフトウェア の仕様等	・ 個別ソフトウェアのサービス内容 ・ 個別ソフトウェアが利用するOS機能の一覧 ・ その他個別ソフトウェアの技術的仕様

図 1. 基本動作ソフトウェア事業者の不当な使用を禁止すべきデータ



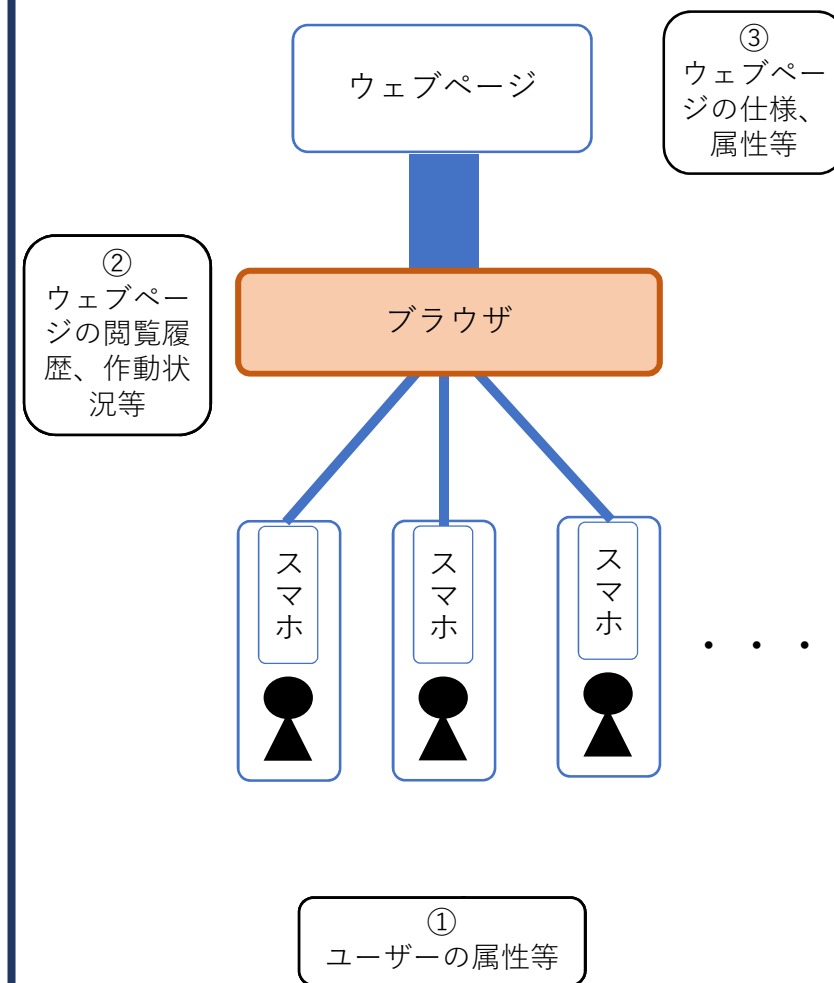
	具体例 ※公開データを除く
① ユーザーの属性等	・ 利用者の属性（氏名、年齢、性別、居住地、連絡先等） ・ 端末固有のID（IMEI等） ・ IPアドレス ・ 支払に必要なデータ（クレジットカード番号、金融機関・決済代行業者等の口座番号等）
② 個別ソフトウェアの利用状況等	・ アプリストアへのアクセス、検索等の利用履歴 ・ 個別ソフトウェアのダウンロード、インストール・アンインストールの状況 ・ 個別ソフトウェア内における購入履歴 ・ 個別ソフトウェアに係る通知への反応 ・ 個別ソフトウェアに係る評価及びコメント
③ 個別ソフトウェアの仕様等	・ 個別ソフトウェアのサービス内容 ・ 個別ソフトウェアが利用するOS機能の一覧 ・ その他個別ソフトウェアの技術的仕様

図2. アプリストア事業者の不当な使用を禁止すべきデータ



	具体例 ※公開データを除く
① ユーザーの属性 等	・ 利用者の属性（氏名、年齢、性別、居住地、連絡先等） ・ 端末固有のID（IMEI等） ・ IPアドレス ・ 識別子情報（アカウントID、cookie等） ・ 支払に必要なデータ（クレジットカード番号、金融機関・決済代行業者等の口座番号等）
② ウェブページの 閲覧履歴、作動 状況等	・ ブラウザでの利用時間、利用期間及び利用頻度 ・ ブラウザが利用したOS機能の利用状況 ・ ブラウザから立ち上げた他の個別ソフトウェアの利用状況 ・ ブラウザにおける使用言語 ・ ブラウザでの閲覧履歴、ダウンロード履歴及びブックマーク ・ ブラウザにインストール・アンインストールしたプラグイン及びプラグインの利用状況 ・ ウェブページの作動中のエラー、プラグインのクラッシュその他の作動状況
③ ウェブページの 仕様、属性等	・ ウェブページの総表示回数等 ・ ウェブページが利用するOS機能の一覧 ・ ウェブページが利用する個別ソフトウェアの一覧 ・ その他ウェブページの技術的仕様

図3. ブラウザ事業者の不当な使用を禁止すべきデータ



法律の規定

（取得したデータの移転に係る措置）

第十一条 指定事業者は、その指定に係る次の各号に掲げる特定ソフトウェアについて、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該特定ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンの利用者の求めに応じて、当該利用者又は当該利用者が指定する者に対して、当該各号に定めるデータを円滑に移転するために必要な措置を講じなければならない。

- 一 基本動作ソフトウェア 当該利用者による当該基本動作ソフトウェアの利用に伴い当該指定事業者が取得した当該利用者の連絡先に関するデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータ
- 二 アプリストア 当該利用者による当該アプリストアの利用に伴い当該指定事業者が取得した当該利用者が購入した個別ソフトウェアに関する情報その他の公正取引委員会規則で定めるデータ
- 三 ブラウザ 当該利用者による当該ブラウザの利用に伴い当該指定事業者が取得した当該利用者がその閲覧の利便のために当該ブラウザに記録したウェブページの所在に関する情報その他の公正取引委員会規則で定めるデータ

〈御議論いただきたい主な事項〉

1. 本条柱書の「データを円滑に移転するために必要な措置」について、どのように考えるべきか。
2. 本条各号の「データ」について、どのように考えるべきか。

1. 本条柱書の「データを円滑に移転するために必要な措置」について、どのように考えるべきか。

- ・本条は、スマートフォンの利用者にとって容易に特定ソフトウェアを切り替えることができる環境が整備されることにより、特定ソフトウェア間の競争が促進されることを狙いとして、指定事業者に対し、データを円滑に移転するために必要な措置を講じることを義務づけるものである。
- ・本条では「指定事業者は、…公正取引委員会規則で定めるところにより、…データを円滑に移転するために必要な措置を講じなければならない。」と定めており、これに基づいて、公正取引委員会規則では「データを円滑に移転するために必要な措置」の具体的な内容を定めることになる。

▶ データを円滑に移転するためには、スマートフォンの利用者にとって、いつでも最新のデータの移転を容易に受けることができ、他方でセキュリティ・プライバシーの観点から適切なものであるという点が重要ではないか。

▶ そこで、円滑なデータ移転のための「必要な措置」として、次の点を遵守しなければならないことを公正取引委員会規則で規定すべきではないか。

- ① データ移転の可用性の確保
- ② 移転データの最新性及び汎用性の確保
- ③ 移転方法の明確性及び平易性の確保
- ④ 短期間での移転の確保
- ⑤ 費用の低廉性の確保
- ⑥ データ移転のセキュリティ・プライバシーの確保

▶ また、本条の趣旨を踏まえ、ガイドラインに以下の内容を記載することが適当ではないか。

- ・第11条に基づく義務が課される指定事業者が提供する特定ソフトウェア間においては、データ移転に関して、同条の規定や公正取引委員会規則に基づき同等の対応がなされることになる一方、特定ソフトウェアを提供する指定事業者以外の事業者に対しては、法に基づく義務は課されないこと。
- ・他方で、本条の規律の趣旨は、特定ソフトウェア間の競争の促進を狙いとしてスマートフォンの利用者が容易に特定ソフトウェアを切り替えられるようにすることであるから、特に指定事業者以外の事業者が多数存在するブラウザの分野を始めとして、指定事業者以外の事業者においても、指定事業者が講ずるデータ移転に係る対応と同等の対応を採ることが望ましいこと。

1. 本条柱書の「データを円滑に移転するために必要な措置」について、どのように考えるべきか。

▶ **公正取引委員会規則で定めた事項について、解釈の明確化の観点から、その考え方や違反となる事例（又は違反とならない事例）として、以下の点をガイドラインに記載してはどうか。**

① データ移転の可用性の確保

- ・利用者が望むときに、可能な限りいつでもデータの移転が可能であることが重要であること。
- ・例えば、セキュリティ上の必要性からサービスを一時的に停止するなどの合理的な理由がないにもかかわらず、データの移転がごく僅かな日時しか利用できない場合は、本号に違反する蓋然性が高いこと。
- ・他方で、例えば、スマートフォンの利用者が、特定ソフトウェアの切替えのタイミングと関係なく高頻度でデータの移転を求め、サーバに負荷をかけるなど、第11条の趣旨に反する行為に対しては、データの移転をその都度許可しなくとも、本号に違反することとはならないこと。

② データの最新性及び汎用性の確保

- ・移転するデータが最新のものであり、移転に適切なフォーマットであることが重要であること。
- ・例えば、スマートフォンの利用者がデータの移転を求めたとしても、その時点から数ヶ月前のデータしか移転できなかったり、特定ソフトウェアの切替えが困難なフォーマットでしか移転が受けられない場合には、本号に違反する蓋然性が高いこと。

③ 移転方法の明確性及び平易性

- ・スマートフォンの利用者は、通常一般消費者であることから、そのような者にとってデータを円滑に移転するための方法が明確かつ簡易なものであることが重要であること。
- ・例えば、データ移転の要求がスマートフォンの操作のみで完結しなかったり、必要以上に複数のウェブページを何度も遷移しなければならない等その操作が複雑である場合には、本号に違反する蓋然性が高いこと。

1. 本条柱書の「データを円滑に移転するために必要な措置」について、どのように考えるべきか。

④ 短期間での移転の確保

- ・円滑なデータの移転のためには、データの移行に要する期間が必要最小限となることが重要であること。
- ・例えば、技術的制約等がないにもかかわらず、スマートフォンの利用者が求めてから合理的な期間を超えてデータの移転が実施される場合には、本号に違反する蓋然性が高いこと。

⑤ 費用の低廉さの確保

- ・円滑なデータの移転が実現するためには、スマートフォンの利用者及び当該利用者が指定する者双方にとって、費用負担が小さいことが重要であること。
- ・データの移転に係る利用料（初期費用を含む。）が、無償であれば、⑤費用の低廉さの確保の観点からは、円滑なデータの移転といえること。

⑥ データ移転のセキュリティ・プライバシーの確保

- ・円滑なデータの移転のためには、スマートフォンの利用者自身のセキュリティ・プライバシーが侵害されないようなシステムが構築されているなど、利用者にとってデータの移転が安全に行われることが重要であり、例えば、データの提供は暗号化されていることが望ましいこと。
- ・また、スマートフォンの利用者が指定する第三者（指定事業者以外の特定ソフトウェア提供事業者等が想定される。）に対して直接データの移転を行う場合に、十分なセキュリティ対策と利用者保護が図られているかという観点から、指定事業者が当該第三者の体制やサービス内容等について指定事業者が審査することが許容される一方で、その場合には恣意的な審査等が行われないように、あらかじめ合理的な内容の審査基準を作成・公表するとともに、当該審査基準に基づいた公平な運用が行われることが望ましいこと。

2. 本条各号の「データ」について、どのように考えるべきか。

- ・本条は、各号において「公正取引委員会規則で定めるデータ」と定めており、これに基づいて、公正取引委員会規則ではデータの移転に係る義務の対象となるデータの内容を定めることになる。
- ・データの移転に係る義務の対象となるデータの範囲は、特定ソフトウェアの切替えを容易化するという本条の趣旨を踏まえると、必ずしも全ての特定ソフトウェアに関するデータを移転する必要はなく、また、データの移転に関するスマートフォンの利用者のニーズ・当該データの移転を可能にするための指定事業者におけるコストとのバランス、特定ソフトウェアの分野における技術の変化、関係事業者における取組の実態等の状況を総合的に考慮して決する必要がある。

- ▶ **上記の考え方から、データの範囲については、公正取引委員会規則においては、個別具体的なデータの種類ではなく、移転の対象となるデータに求められる要件を抽象的に定めることが適当ではないか。**
- ▶ **その上で、移転対象とすべきデータの具体例は、特定ソフトウェアの切替えを容易化するという本条の趣旨を踏まえつつ、ガイドラインにおいて示すことが適当ではないか。**

2. 本条各号の「データ」について、どのように考えるべきか。

2-1. 第11条第1号（基本動作ソフトウェア）

- ・同号は、スマートフォンの利用者が基本動作ソフトウェアを容易に切り替えることができるようにすることによって、基本動作ソフトウェア間の競争を促進することを狙いとしている。
- ・そこで、同号の「公正取引委員会規則で定めるデータ」として対象とすべきデータは、スマートフォンの利用者が他の基本動作ソフトウェアを利用するために有用なものであることをその要件として定める。
- ・また、ガイドラインにおいては、解釈の明確化の観点から、義務の対象となるデータの具体例として以下のようなものを記載する。

例：写真やビデオなどのコンテンツデータのほか、連絡先、メッセージデータ 等

2-2. 第11条第2号（アプリストア）

- ・同号は、スマートフォンの利用者がアプリストアを容易に切り替えることができるようにすることによって、アプリストア間の競争を促進することを狙いとしている。
- ・そこで、同号の「公正取引委員会規則で定めるデータ」として対象とすべきデータは、スマートフォンの利用者が他のアプリストアを利用するために有用なデータであることをその要件として定める。
- ・また、ガイドラインにおいては、解釈の明確化の観点から、義務の対象となるデータの具体例として以下のようなものを記載する。

例：個別ソフトウェアの購入履歴やダウンロード履歴 等

2-3. 第11条第3号（ブラウザ）

- ・同号は、スマートフォンの利用者がブラウザを容易に切り替えることができるようにすることによって、ブラウザ間の競争を促進することを狙いとしている。
- ・そこで、同号の「公正取引委員会規則で定めるデータ」として対象とすべきデータは、スマートフォンの利用者が他のブラウザを利用するために有用なデータであることをその要件として定める。
- ・また、ガイドラインにおいては、解釈の明確化の観点から、義務の対象となるデータの具体例として以下のようなものを記載する。

例：ブックマーク、IDパスワード、支払手段情報 等